

熊谷市学生消防団活動認証制度実施要綱

平成30年3月28日

消防本部告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生及び専門学校生（以下「大学生等」という。）について、その功績の認証（以下「認証」という。）をすることにより、大学生等の就職活動を支援するとともに、消防団員の意識の高揚及び大学生等の消防団への加入を促進し、もって消防団活動の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 認証の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する大学生等であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を含む。）継続的に消防団活動を行ったもの（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内の大学、大学院若しくは専門学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者
- (2) 市内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者

(申請)

第3条 認証対象団員は、認証を希望する場合は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、認証を受ける者として当該認証対象団員を市長に推薦する場合は、認証推薦書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、消防団長に対し、当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の規定による認証推薦書の提出があった場合は、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたか否かについて審査を行い、認証の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の審査により認証をすることを決定した場合は、認証推薦書を提出した消防団長に対し、学生消防団活動認証決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前条の審査により認証をしないことを決定した場合は、認証推薦書を提出した消防団長に対し、学生消防団活動審査決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証をすることを決定した者(以下「被認証者」という。)に対し、熊谷市学生消防団活動認証状(様式第5号。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じ、就職活動時において必要となる範囲内において、熊谷市学生消防団活動認証証明書(様式第6号。以下「認証証明書」という。)を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次のいずれかに該当すると認める場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関し起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。

(制度の周知)

第8条 市は、この要綱による認証の制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対し周知するものとする。

2 市は、当該制度について、市内の事業者に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。